

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 3 月15日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 デニス・ヴォス
(Denise Voss)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
ブラックロック・グローバル・ファンズ -
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号に掲げ
る投資証券に類するもの）
クラス A 毎月分配型投資証券1,000万口を上限とする。
(上限見込額^(注 1) : 6,030万アメリカ合衆国ドル（約62億円）)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注 1) 上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのUSドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの
クラス A 毎月分配型投資証券の2020年12月末日現在の 1 口当たり純資産価格（6.03アメリカ合衆国ドル）に1,000万
口を乗じて算出した金額である。

(注 2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、スターリング・ボンド（以下「英ポンド」という。）、カナダ・
ドル、スイス・フラン、ユーロ、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）、香港ドル、人民元、シンガ
ポール・ドル、ニュージーランド・ドルおよび南アフリカ・ランドの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、
株式会社三菱UFJ銀行の2020年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル = 103.50円、 1 英ポ
ンド = 139.82円、 1 カナダ・ドル = 80.83円、 1 スイス・フラン = 117.15円、 1 ユーロ = 126.95円、 1 豪ドル = 78.84
円、 1 香港ドル = 13.35円、 1 人民元 = 15.88円、 1 シンガポール・ドル = 78.01円、 1 ニュージーランド・ドル =
74.12円および 1 南アフリカ・ランド = 7.04円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更がありサブ・ファンドの投資方針および投資リスク等が変更されましたので、2021年2月26日に提出した有価証券届出書の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

環境・社会・ガバナンス(ESG)統合

ブラックロック・グループは、ESG統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要な環境・社会・ガバナンス(ESG)情報を投資判断に取り入れることと定義した。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なESG情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、ルクセンブルグを拠点とするすべての活動中のファンドにおける投資プロセスにおいて、ESGに関する考慮事項を統合する。ESG情報は、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよびスチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

各サブ・ファンドについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、ESGリスクに対するエクスポージャーが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されることを確保する。投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとしてESGデータを検討し、投資プロセスにおいてかかるESGデータの重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、ESG要因のみではない。投資顧問会社によるESGデータの評価は主観的なものであり、時を経て変化する可能性がある。

このアプローチは、投資目的に従ってサブ・ファンドを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。ブラックロック・グループのESG統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびサブ・ファンドの投資に対しESGリスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的に適した投資決定を行うために、ESG考慮事項を含め、様々な経済・金融指標を評価する。

サブ・ファンドの文書に別段の記載がなく、またサブ・ファンドの投資目的に別段の記載が含まれない限り、ESGまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがサブ・ファンドによって採用されることは示唆されていない。

ブラックロック・グループは、サブ・ファンドの資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

企業のビジネスモデル固有の重要な環境要因に関する健全な実務慣行は、適正なオペレーションおよび経営の質を示すシグナルとなり得る。企業の長期的な財務成績に関連する環境要因は、通常、業界特有のものであるが、今日のダイナミックなビジネス環境においては、規制や技術の変化といった一部の他の要因がより大きな影響力を持つことがある。企業による報告は、投資家およびその他の者が、これらの要因に対する企業のアプローチや、どのようにリスクが軽減され、機会が実現されるかを理解する一助となるものである。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資家であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト（www.blackrock.com/corporate/sustainability および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>）を参照されたい。

リスク管理

（後略）

<訂正後>

（前略）

環境・社会・ガバナンス統合

環境・社会・ガバナンス（ESG）投資は、しばしば「サステナブル投資」という用語と結び付けられ、または置換え可能な用語として用いられる。ブラックロック・グループは、サステナブル投資およびESGをそれぞれ、ブラックロック・グループのソリューションを特定し、報告するための全体的な枠組みおよびデータのツールキットとしている。ブラックロック・グループは、ESG統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要なESG情報および持続可能性リスクに関する考慮事項を投資判断に取り入れる実務として定義している。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なESG情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、すべての投資プラットフォームにおける投資プロセスにおいて、持続可能性に関する考慮事項を取り入れることができる。ESG情報および持続可能性リスクは、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよび投資スチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとして持続可能性リスクを含むESGに関する考察およびデータを考慮に入れ、投資プロセスにおいてかかる情報の重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、ESGの考察のみではなく、投資判断においてどの程度ESGに関する考察を考慮するかは、ESGの特性またはサブ・ファンドの目的により決定される。投資顧問会社によるESGデータの評価は主観的なものとなる場合があり、新たに発生する持続可能性リスクや変動する市況に照らして、時を経て変化することがある。このアプローチは、投資目的および投資方針に従って、かつサブ・ファンドの投資者の最善の利益のためにサブ・ファンドを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。各サブ・ファンドについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、持続可能性リスクが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されること、関連する持続可能性リスクを考慮して投資判断が下されていること、およびポートフォリオが持続可能性リスクにさらされるような決定が慎

重に下されること、ならびにサブ・ファンドの投資目的に従ってリスクが分散および軽減されていることを確保する。

ブラックロック・グループのESG統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびサブ・ファンドの投資に対して持続可能性リスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的に適した投資決定を行うために、ESGデータおよび考察を含め、様々な経済・金融指標を評価する。これには、関連する第三者の考察またはデータ、内部調査またはエンゲージメントに関する説明およびブラックロック・グループ投資スチュワードシップからの情報が含まれることがある。

持続可能性リスクは、調査、配分、選定、ポートフォリオ構築決定または運用におけるエンゲージメント等の投資プロセスの様々な段階で特定され、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標に応じて考慮される。かかるリスクの評価は、その重要性（すなわち、投資リターンに影響を及ぼす可能性）に応じて、かつその他のリスク（流動性やバリュエーション等）の評価と併せて行われる。

サブ・ファンドの文書に別段の記載がなく、またサブ・ファンドの投資目的および投資方針に別段の記載が含まれない限り、ESG統合により、サブ・ファンドの投資目的が変更されることはなく、投資顧問会社が投資可能な分野が制限されることはなく、また、ESGまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがサブ・ファンドによって採用されることは示唆されていない。インパクト投資とは、経済的なリターンに加えて、有益かつ測定可能な社会的および/または環境への影響を生み出すことを目指す投資をいう。同様に、サブ・ファンドがどの程度持続可能性リスクの影響を受けるかは、ESG統合によっては決定されない。後記「3 投資リスク（1）リスク要因 持続可能性リスク」を参照のこと。

ブラックロック・グループは、法令により認められている場合には、商品ページにおいて公に入手可能な一連の統合ステートメントを通じて、またはその他既存および潜在的な投資者ならびに投資顧問会社によって入手可能な方法で、チームまたはプラットフォームレベルでの、およびそれぞれ独自の投資戦略のためのESGリスク統合の実務に関する詳細な情報を開示する。

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、サブ・ファンドの該当する資産クラスについて、資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資主であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト（www.blackrock.com/corporate/sustainability および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>）を参照されたい。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のS F D R 規則(E U) 2019 / 2088に規定された期限までに、持続可能性についてのサブ・ファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

リスク管理

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

< 訂正前 >

リスク考察

(中略)

最近の市場の事象

米国内外における様々な政治的、社会的および経済的事象に応じて市場が不安定な期間が発生することがある。これらの状況は、より大きな価格のボラティリティ、流動性の低下、信用スプレッドの拡大および価格の透明性の欠如をもたらし、多くの場合においてはもたらし続け、多くの有価証券の流動性が失われ価値が不確実なままとなる。かかる市況は、サブ・ファンドの有価証券の一部の評価が不確実となること等によりサブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがあり、および/または、サブ・ファンドの保有有価証券の価格の急激な上昇または下落をもたらすことがある。サブ・ファンドのポートフォリオの価格が大きく減少した場合、サブ・ファンドが有する未決済のレバレッジに関する資産担保水準に影響を及ぼすことがある。

(中略)

L I B O R およびその他の参照金利

(中略)

その他の各国法域の銀行の作業部会や規制当局は、上記の変更に加えて、英国のS O N I Aを含む各自の市場のための代替金利を提案している。

その他のリスク

(中略)

特別リスク考察

(中略)

新興市場

(中略)

民間経済セクターの上に重大な影響力を行使する新興市場政府があり、多くの発展途上国に存在する政治的および社会的不安は特に重大である。かかる国々の大部分に共通な別のリスクとして、経済が著しく輸出に重点を置いており、従って国際取引に依存していることがある。過度の負担を強いられる社会資本構造および不十分な金融制度の存在もまた、環境問題同様、一部の国々においてはリスクをもたらす。

(中略)

一部の新興市場では、登録事務代行会社は効果的な政府による監督に服しておらず、いつも発行体から独立していない。投資者は、関連するサブ・ファンドがこれらの登録関係の問題から損害を被ることがあることに留意しなければならない。

ソブリン債務

(後略)

< 訂正後 >

リスク考察

（中略）

最近の市場の事象

地域的および／または世界的な、様々な政治的、社会的および経済的事象に応じて市場が不安定な期間が発生することがある。これらの状況は、より大きな価格のボラティリティ、流動性の低下、信用スプレッドの拡大および価格の透明性の欠如をもたらし、多くの場合においてはもたらし続け、多くの有価証券の流動性が失われ価値が不確実なままとなる。かかる市況は、サブ・ファンドの有価証券の一部の評価が不確実となること等によりサブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがあり、および／または、サブ・ファンドの保有有価証券の価格の急激な上昇または下落をもたらすことがある。サブ・ファンドのポートフォリオの価格が大きく減少した場合、サブ・ファンドが有する未決済のレバレッジに関する資産担保水準に影響を及ぼすことがある。

（中略）

LIBORおよびその他の参照金利

（中略）

その他の各国法域の銀行の作業部会や規制当局は、上記の変更に加えて、英国のSONIAを含む各自の市場のための代替金利を提案している。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、環境、社会またはガバナンスの問題に関係する投資リスク（ある投資対象につき予想されるリターンに対して、重大な損失が発生する可能性またはその不確実性）を指す包括的な用語である。

環境問題に関する持続可能性リスクは、気候リスク（物理的リスクおよび移行リスクの双方）を含むが、これらに限定されない。物理的リスクは、短期的または長期的な気候変動がもたらす物理的な影響に起因する。例えば、頻繁かつ厳しい気候関連事象により、製品およびサービスならびにサプライチェーンが影響を受けることがある。移行リスクは、政策、技術、市場または評判リスクのいずれであれ、気候変動を軽減することを目的とした低炭素経済への移行から生じる。社会問題に関連するリスクには、労働者の権利および地域社会との関係が含まれるが、これらに限定されない。ガバナンスに関するリスクには、取締役会の独立、所有と支配、および監査・税務管理に関するリスクが含まれるが、これらに限定されない。上記のリスクは、発行体の運営効率および回復力、ならびに発行体に対する一般の認識および評判に影響を与えることがある。これらは、発行体の収益性ひいては資本増加にも影響し、最終的にはサブ・ファンドの保有銘柄の価値にも影響を与えるものである。

上記は持続可能性リスクの要因の例示に過ぎず、投資対象のリスク・プロファイルは、持続可能性リスクの要因のみによって決まるものではない。持続可能性リスクの要因およびその他のリスクの関連性、深さ、重要性および対象期間は、サブ・ファンドによって大きく異なる。

持続可能性リスクは、異なる種類の既存のリスク（市場リスク、流動性リスク、集中リスク、信用リスク、資産と負債の不釣り合いによるリスクなどを含むが、これらに限定されない。）として表すことができる。例えば、サブ・ファンドは、物理的な気候リスク（例えば、サプライチェーンの乱れによる生産能力の低下、需要ショックによる売上の減少、または運営コストもしくは資本コストの増加）または移行リスク（例えば、炭素を多く排出する製品もしくはサービスに対する需要の低下、または原料価格の変化による生産コストの増加）により潜在的に減収または費用の増加にさらされる可能性のある発行体の株式または債務証券に投資することがある。その結果、持続可能性リスクの要因により、投資対象が重大な影響を受け、ボラティリティが高まり、流動性に影響し、ひいてはサブ・ファンドの投資証券の価値が損なわれることがある。

これらのリスクによる影響は、特定のセクターまたは地理への集中が見られるサブ・ファンドの場合に、より大きくなる可能性がある。例えば、悪天候に影響されやすい場所に地理的に集中しているサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドの組入証券の価額が、物理的な不利な気候事象の影響をより受けやす

い。また、炭素を多く排出している、または低炭素の代替形態に移行する際のコストが高い産業または発行体に投資しているなど、特定のセクターに集中しているサブ・ファンドの場合、気候に係る移行リスクの影響をより受けやすい。

これらの要因のすべてまたはいくつかが組み合わさり、関連するサブ・ファンドの組入証券に想定外の影響をもたらすことがある。その場合、通常の市況下では、サブ・ファンドの投資証券の価額が重大な影響を受けることがある。

持続可能性リスクの評価は、対象となる資産クラスおよびサブ・ファンドの目的に応じた固有のものである。異なる資産クラスについては、より精密な調査を行い、重要性を評価し、発行体および資産によって有効な区別を付けるため、異なるデータおよび手段が必要となる。重要性およびサブ・ファンドの目的に基づき優先順位を付けることで、リスクを考慮すると同時に管理することとなる。

持続可能性リスクの影響は、時間の経過と共に増大することが見込まれ、また、持続可能性に関する要因およびその影響についてのさらなるデータおよび情報が入手可能となり、持続可能な金融に関連する規制環境が整備されるにつれ、新たな持続可能性リスクが特定される可能性がある。これらの新たに発生するリスクは、サブ・ファンドの投資証券の価値に更なる影響を及ぼすことがある。

その他のリスク

(中略)

特別リスク考察

(中略)

新興市場

(中略)

民間経済セクターの上に重大な影響力を行使する新興市場政府があり、多くの発展途上国に存在する政治的および社会的不安は特に重大である。かかる国々の大部分に共通な別のリスクとして、経済が著しく輸出に重点を置いており、従って国際取引に依存していることがある。過度の負担を強いられる社会資本構造および不十分な金融制度の存在もまた、気候変動により悪化する環境問題同様、一部の国々においてはリスクをもたらす。

(中略)

一部の新興市場では、登録事務代行会社は効果的な政府による監督に服しておらず、いつも発行体から独立していない。投資者は、関連するサブ・ファンドがこれらの登録関係の問題から損害を被ることがあることに留意しなければならない。これらの特徴により、関連するサブ・ファンドの価格が、持続可能性リスク（とりわけ気候変動に関連する環境変化に起因するもの、社会問題（労働者の権利に関するものを含むがこれに限られない。）およびガバナンス・リスク（取締役会の独立、所有と支配または監査・税務管理を含むがこれに限られない。））に起因するさらなる影響を受けることがある。また、持続可能性リスクに関する開示または第三者によるデータの対象範囲は、これらの市場では通常、入手可能性も透明性も低いものとなる。

ソブリン債務

(後略)

別紙 1

定 義

< 訂正前 >

（前略）

「 S F C 」

香港における証券先物取引委員会をいう。

「 S I C A V 」

変動資本を有する会社型投資信託をいう。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

「 S F C 」

香港における証券先物取引委員会をいう。

「 S F D R 規則 」

サステナブルファイナンス情報開示に関する E U 規則2019 / 2088（随時改正、変更または追補済）をいう。

「 S I C A V 」

変動資本を有する会社型投資信託をいう。

（後略）